

令和3年度 第1回生駒市地域公共交通活性化協議会
議事概要

日 時 令和3年4月22日(木) 午前10時～午前11時30分

場 所 生駒市役所 4階 特別会議室

出席者

(委員) 小紫会長(代理:山本副市長)、土井副会長(議長)、森岡副会長、米田委員(代理:松石様)*、葛城委員、池田委員(代理:岩藤様)、篠田委員(代理:渡邊様)*、猪原委員(代理:杉澤様)、澤島委員(代理:中村様)*、今西委員(代理:東様)*、通山委員(代理:熊谷様)*、房谷委員*、鐵東委員*、黒部委員、藤澤委員*、松尾委員、矢田委員、新井委員、村田委員

(事務局) 生駒市(米田建設部長、中谷事業計画課長、清水事業計画課長補佐、安瀧事業計画課交通対策係員、松下事業計画課計画係員)、流通科学大学(岸野アドバイザー)*、一般社団法人システム科学研究所(加藤)

※Zoom参加

欠席者 2名

議 事

1 報告案件

- (1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について
- (2)令和2年度各路線におけるコミュニティバスの利用実績報告について

2 審議案件

- (1)萩の台線及び西畑・有里線の見直しについて
- (2)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- (3)令和3年度生駒市地域公共交通活性化協議会の検討内容及びスケジュール(案)について

3 その他

- (1)今後の会議予定
- (2)その他

【配布資料】

[前回協議会の議事概要]

[資料1] 各路線におけるコミュニティバスの利用実績

[資料2] 令和2年度各路線におけるコミュニティバスの利用実績報告

[資料3] 萩の台線及び西畑・有里線における運行経路並びに運行ダイヤの見直し

[資料4] 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

[資料5-1] 令和3年度生駒市地域公共交通活性化協議会の検討内容及びスケジュール(案)について

[資料5-2] 令和3年度生駒市地域公共交通活性化協議会の検討内容

- 事務局から、今年度より新たな公募市民委員である新井委員と村田委員、学識経験者委員である土井委員を紹介した。
- 協議会規約第7条第1項に従い、山本会長代理が土井委員を副会長に指名した。
- 協議会規約第9条第1項に従い、山本会長代理が土井副会長を議長に指名した。
- 議長から、地域公共交通活性化再生法が昨年11月に改正した理由の一つとして、公共交通のみでは住民の細かい移動をサポートできず、地域の輸送資源を総動員し、多くの人に利用してもらえる仕組みを考える必要があることが挙げられる。人々の外出を増やすことは個人やまちにとって重要なことであり、交通と生活を繋げていくための法改正である。また、新型コロナウイルス感染拡大の中で、人と人との接点を減らした結果、鉄道・バス・タクシーの利用者が減り、大きな影響が生じている。コロナ禍において非接触への協力は大事であるが、外出可能となった際には感染防止に留意した上で公共交通を利用することも重要である。との挨拶があった。

主な議事内容

1 報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

- 資料1に基づいて事務局から説明した。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が報告案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(2) 令和2年度各路線におけるコミュニティバスの利用実績報告について

- 資料2に基づいて事務局から説明した。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が報告案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

2 審議案件

(1) 萩の台線及び西畑・有里線の見直しについて

- 資料3に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、マックスバリュ生駒南店閉店後に中村屋東生駒店へ行かず他の店へ流れていた利用客が、経路変更することで、本当に萩の台線及び西畑・有里線を利用して業務スーパー南生駒店へ行くようになるのか。との発言に対して、事務局から、業務スーパーの規模は移転前の約2倍となり、普通のスーパーと同程度の品揃えになる。現状の中村屋前バス停の日利用者数が1人程度の状況よりは改善すると考えている。との発言があった。また、委員から、業務スーパーに加えてスギ薬局・ヘアーサロン・100円ショップ・雑貨店等が入る予定であり、既存の歯科医院もあるため、経路変更することで萩の台住宅地や萩の台の住民にとって便利になる。との発言があった。
- 委員から、1年後に実施する継続又は見直しの判断について、令和2年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し、コミュニティバスの利用実績の評価を行わなかった。令和3年度も昨年度と同様の状況になることが予想されるが、どのように評価するのか。との発言に

対して、事務局から、コミュニティバスの収支率や生駒市の負担率以外の評価指標については令和3年度の協議会で検討する予定である。との発言があり、議長から、コミュニティバスの路線の利用実績評価と萩の台線及び西畑・有里線の路線見直しの評価は別の話であり、路線見直しの評価については、経路・ダイヤ変更が利用者に及ぼす影響を評価するものである。との発言があった。

- 議長から、当面は事務局案をベースに5月20日から運行できるように手続きを進めていき、結果を協議会で確認する。との発言があった。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(1)について承認を求めた結果、事務局から提示された変更案について異議はなく、全委員が承認した。

(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

- 資料4に基づいて事務局から説明した。
- 議長から、資料4 P.5の運行系統(1)(2)をどのような理由で(1)-1とするのか。との発言に対して、事務局から、運行系統(1)に業務スーパー南生駒店を加えたルートに変更するため、運行系統(1)-1とする。との発言があり、委員から、現状は(1)(2)の運行系統であり、5月20日以降は両路線を集約して(1)-1の運行系統とするため、フィーダー補助金額は変わらない。との発言があった。
- 議長から、地域内フィーダー系統確保維持計画とは、国からフィーダー補助を受けるために必要な書類である。資料4は、ルート変更後も補助を受けるために、協議会で検討した上で運輸局へ提出する資料である。との発言があった。
- 委員から、コミュニティバスに乗車可能な対象者と乗車運賃について説明してほしい。との発言に対して、事務局から、生駒市のコミュニティバスは誰でも乗車可能であり、1回の乗車運賃は大人200円、小学生・障がい者100円である。西畑・有里線については運行距離が長いので、西池バス停を超える区間については運賃を350円としている。との発言があった。
- 委員から、運賃を決めた根拠を説明した方が良いのではないかと。との発言に対して、事務局から、コミュニティバスは市民の税金を使って運行するため、利用者は応分の負担が必要であり、路線バスと同程度の運賃に決定したという経緯がある。との発言があった。
- 会長代理から、資料4 P.9について、小学生・障がい者の運賃が間違っているため、訂正をお願いしたい。との発言があった。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(3) 令和3年度生駒市地域公共交通活性化協議会の検討内容及びスケジュール(案)について

- 資料5-1、5-2に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、資料5-2 P.8の自家用有償旅客運送について説明してほしい。との発言に対して、事務局から、自家用有償旅客運送では、地元の住民がドライバーとなって自家用車を用いて目的地まで送迎を行う。タクシーの半額程度の運賃を徴収する事例もある。との発言があった。

- 委員から、自家用有償旅客運送は許可を取って実施するのか。実施可能であるのか。との発言に対して、事務局から、公共交通空白地であることが条件であり、地域内での自家用有償旅客運送の運行が認められた上で、運輸局へ登録する必要がある。との発言があり、委員からも、協議会で合意を得て、安全・管理対策を十分に行った上で登録すれば実施することができるが、公共交通機関が全くない地域又は時間帯によっては公共交通機関がない地域という導入条件を念頭に置いた上で協議を進めてほしい。ボランティア輸送については、無償では長続きせず、また仕事との両立が難しく高齢者がドライバーとなることが想定されるため安全対策が問題となる。タクシーやバスに影響がない範囲で実施する方法を検討してほしい。との発言があった。
- 委員から、自家用有償旅客運送やボランティア輸送について協議会で合意を得たら導入できるという意味か。との発言に対して、委員から、簡単に言えばその通りである。との発言があり、議長から、協議会での決定事項には権限が付与されるため、事務局は適切な情報を提供し、それに基づいて協議会で意見を交わし協議を進めていく必要がある。自家用有償旅客運送やボランティア輸送について説明する機会を設けた方が良く、十分に勉強した上で、生駒市にとって一番良い方法を見つけることができればいい。との発言があった。
- 委員から、既存の鉄道・バス・タクシー事業者は厳しい状況であり、このままでは現状のサービスレベルを維持することが難しい。資料 5-1、5-2 の「4. 地元企業等との協働や連携の推進に向けた検討」では生駒市コミュニティバスが中心であるが、既存の鉄道・バス・タクシーも含めて協力や連携について検討してほしい。との発言があった。
- 事務局から、手法優先で検討するのではなく、課題を解決するために色々な手法を検討し、その中で最適な手法を決定する必要がある。との発言があった。
- 委員から、協議会の参加メンバーが入れ替わっているため、協議会での説明時に、公共交通計画や用語について補足説明が必要である。また、鹿ノ台地区のスケジュールは資料 5-1 の通りで問題ないのか。との発言に対して、委員から、4 月の役員交代後から計画を立て、自治会役員や評議委員の合意確認をおこない、住民投票を実施するため、スケジュールを早めることは難しく、資料 5-1 のスケジュール通りに進める予定である。との発言があった。
- 委員から、資料 5-1、5-2 の「2. 既存路線の利用促進策の検討」において、萩の台線に対しては、簡易調査ではなく、利用実態を把握するための十分な調査を実施する必要があるのではないか。との発言に対して、事務局から、今回は萩の台線利用者のみを対象とすることを考えているため簡易という表現を用いている。非利用者への調査は考えていないため、詳細な調査は実施しない。との発言があった。
- 委員から、資料 5-1、5-2 の 3～5 は新しい検討内容であるため、生駒市の地域特性にあった施策となるように、十分な論議を深めてほしい。との発言があった。
- 議長から、どの地域においても公共交通事業者が厳しい状況ではあるが、1 つ 1 つの問題を解決していくことが重要である。地元企業との連携のように色々な人に働きかけることも大事である。また、今後の協議会での説明時には、大事な内容を丁寧かつ簡潔に説明するようお願いしたい。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

3 その他

(1) 今後の会議予定

○事務局から、第2回協議会は決算報告と地域内リーダー系統確保維持計画に関して書面で実施する予定である。また、第3回協議会は9月15日、第4回協議会は12月15日、第5回協議会は令和4年3月15日に開催する予定であり、時間については改めて連絡する。との説明を行った。

(2) その他

○会長代理から、協議会の開催方法について、従来と違う方法で開催する可能性があることをご承知いただきたい。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、協議会をオンラインで開催し、必要に応じて市が保有しているパソコンやタブレットの貸出も検討していく。との発言があった。

以上